

## ○那覇市議会の議事に関する成立要件

注：根拠条文の○数字は項、( )数字は号である。

件名	根拠条文	成立数	
		員数	規定
○臨時会の招集請求	法 101③	10	議員定数の 4 分の 1 以上
○団体意思決定議案の提出	法 112①、②、則 14	4	議員定数の 12 分の 1 以上 ※「12 分の 1」は提出者と賛成者の合計を指す (行実昭和 31 年 9 月 28 日)
○機関意思決定議案の提出	則 14	4	提出者の他に 3 人以上の賛成者
○議会の定足数	法 113	20	議員定数の半数以上
○開議請求	法 114①	20	議員定数の半数以上
○秘密会の発議	法 115①	3	議長又は議員 3 人以上
○団体意思決定議案の修正動議の発議(法 115 の 3 によるもの)	法 115 の 3 則 17	4	議員定数の 12 分の 1 以上
○機関意思決定議案の修正動議の発議(法 115 の 3 以外のもの)	則 17	4	3 人以上の賛成者
○議会の行う選挙につき指名推選の方法を用いることに対する異議の申立	法 118②	1	1 人以上
○会議録署名議員	法 123②、則 88	3	議長及び議員 2 人以上
○請願の提出	法 124	1	1 人以上
○懲罰動議の提出	法 135②、則 160①	5	議員定数の 8 分の 1 以上
○会議時間の変更に対する異議の申立	則 9②	3	出席議員の 3 人以上
○一般の動議の成立	則 16	3	他に 2 人以上の賛成者

件名	根拠条文	成立数	
		員数	規定
○先決動議の表決順序に対する異議の申立	則 18	3	出席議員 3 人以上
○投票の点検の際の立会人	則 31	2	2 人以上
○一括議題に対する異議の申立	則 35	3	出席議員 3 人以上
○議長の定めた発言時間の制限に対する異議の申立	則 57②	3	出席議員 3 人以上
○起立表決の際の議長宣告に対する異議の申立	則 70②	3	出席議員 3 人以上
○記名又は無記名投票による表決の要求	則 71	3	議長又は出席議員 3 人以上
○簡易表決の際の議長宣告に対する異議の申立	則 76	3	出席議員 3 人以上
○表決の順序に対する異議の申立	則 77	3	出席議員 3 人以上
○委員会における少数意見の留保	則 108①	2	他に出席委員 1 人以上の賛成者
○常任委員会(予算決算常任委員会を除く)の招集請求	委 15②	5	委員定数の半数以上
○予算決算常任委員会の招集請求	委 15②	20	委員定数の半数以上
○議会運営委員会の招集請求	委 15②	7	委員定数の半数以上
○常任委員会(予算決算常任委員会を除く)の定足数	委 16	5	委員定数の半数以上
○予算決算常任委員会の定足数	委 16	20	委員定数の半数以上
○議会運営委員会の定足数	委 16	7	委員定数の半数以上

法：地方自治法

則：会議規則

委：委員会条例